



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：九後 健治
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 年額1,500円
 (送料込、会員は会費を含む)





法施行10年を経ても過労死は減っていない

第11回過労死防止学会

過労死防止学会第11回大会が、9月6～7日、龍谷大学深草キャンパス（京都）で開催され、過労死や労働環境に関する報告や議論が行われました。私が参加した企画の主な議論を紹介します。

熱中症と労働環境をめぐって（第1分科会）

総合サポートユニオン労災支部の佐藤学氏は、熱中症を含む過酷な労働環境について報告しました。熱中症で職場から救急搬送されている人が1万人いることに対し、労災認定は1000人程度です。特に死亡事案をめぐっては、遺族の決断や会社の協力を得られにくいことなどからハードルが高いと指摘しました。暑さ指数を基準にした「働くことから離脱する権利」の行使とそれを実現するための休業補償の充実が求められていると訴えました。

過労死防止対策推進法の意義と限界（特別企画）

特別企画では、過労死防止対策推進法施行から10年を経て、法の意義と限界について議論が交わされました。明治大学名誉教授の黒田兼一座長は、過労死防止法が長時間労働問題の認識拡大に貢献した一方で、実際には過労死の減少に結びついていない現状に懸念を示しました。また、全国過労死を考える家族の会代表の寺西笑子氏は、法制定の意義を語りながらも、法改正が進まず実効性が不足していることに対する不満を表明しました。特に、過労死の認定基準や予防対策において、企業側の対応不足や過労の原因となる職場環境の改善が遅れている現状を指摘。過労死を減少させるためには、過労死を出した企業名の公表や証拠収集の支援等、より具体的な予防策の導入が不可欠であると訴えました。

弁護士の玉木一成氏は、労災認定基準が、法律ではなく通達に基づいていることの問題を指摘。実際の労災認定においては、企業側が労働時間や環境について適切に報告しないことが多く、労働者・遺族が証拠を収集し、立証する義務を負っていることが



特別企画で発言する黒田座長

困難を増幅させている現実を述べました。また、ハラスメント問題についても、過労死と認定されるケースが少ないため、労働者とその家族が孤立し、苦しみ続けていると報告しました。

連合の富高裕子氏は、労働組合としての過労死防止の取り組みを紹介しました。過労死防止法に関しては認定件数が少ないこと、労働基準法に基づく労働時間管理が不十分であることを問題視。特に教育現場や医療現場での過労死や過労自死が依然として多く、改善が求められていると指摘しました。富高氏は過労死の認定を受けるためには、組織的な運動と連帯が重要であると強調しました。

教員の過労死問題（共通論題）

座長の愛媛大学名誉教授の長井偉訓氏は議論の冒
(2面へ続く)

〈今月号の記事〉

三菱長崎造船第3陣訴訟判決……………	2面
「排外主義許すな」板橋センター講演会……………	3面
各地・各団体 京都／北海道／自治労連／	
全労連／北陸／全労働／新潟／民医連 ……	4～7面
私の一冊……………	7面
日本社会医学会総会……………	8面

頭、教職員の精神疾患による休職者が7000人を超え、うち2～3割が離職。教職を志望する学生の志願倍率も落ちる悪循環も生まれていることにふれ、これからの人材を育てる重要な分野である公教育の危機を訴えました。

この企画では、教員の過労死等がなくならないのはなぜか、教員が仕事に尊厳を持ち健康で働き続けられる職場と社会の実現には何が必要かを論点として議論しました。大阪府立高校の西本武史教諭は、月に155時間もの残業を強いられ適応障害を発症。裁判を通じて公務災害の認定を求めた経験を報告しました。

教育現場でこうした状況が続いている原因でもある給特法をどうみるか、給特法をなくすだけで問題

が解決するのかなど、率直に意見が交わされました。

海外過労死問題、他（専門部会）

韓国や台湾、インドネシアなどの過労死問題にも触れ、労災認定過程での構造的問題や社会的対応の現状が報告されました。韓国からは過労死遺族が労災認定を求めてたたかう姿が報告され、台湾では労災補償制度の運用実態が議論されました。東アジアの状況は過労死の認定基準や被害補償のあり方など共通することが多く、過労死防止に向けた国際連帯の重要性が示されました。

上記のほかに、航空産業労働者、芸能従事者、医師の働き方改革など、様々なテーマでの議論がおこなわれました。（全国センター 徳山 通）

取り戻した「まっとうな」判決 全員救済！ 三菱長崎造船じん肺・アスベスト第3陣訴訟

9月11日、福岡高裁は「三菱長崎造船じん肺・アスベスト訴訟」について判決を言い渡しました。この裁判は、三菱重工業長崎造船所で働き、じん肺になった同社の下請け従業員18人（死亡7人を含む）と遺族ら35人が三菱重工業に損害賠償と謝罪を求めていたものです。

提訴から9年

被災者は、救済を求めて2016年4月に提訴し、2022年11月の長崎地裁判決を経て、今回の判決まで9年にわたってたたかい続けてきました。

判決では18人全員について三菱側の加害責任を明確に認め、1審判決の慰謝料1億2218万円を増額し2億3千万の支払いを命じました。

管理区分決定を正しく評価

1審・長崎地裁判決（2022年11月）では、被災者18人のうち5人の就労期間には、現場の粉じん対策が拡充していたとして請求を棄却していました



勝訴の旗だし

が、控訴審判決では、2009年までは安全配慮義務に違反する状況が続いていたとして全員の請求を認めました。

また、三菱側は関連する裁判において、同社が依頼した医師によるCTによる画像を根拠にじん肺管理区



報告集会にて「団結がんばろう!」

分を事実上否定し、被災者のり患を争ってきました。6月の第4陣訴訟地裁判決ではじん肺管理区分について高度の信用性を認めず、三菱側の協力医の意見のみを信用するという安易な判断から被災者3人のじん肺を認めないという誤った判断がされました。しかし、今回の判決ではじん肺管理区分決定を尊重して正しく評価・判断されています。

支援・激励に感謝 第4陣解決をめざす

判決後の報告集会では、全国からの支援者を前に横山巖弁護団長が「判決文が読み上げられる途中で鳥肌がたった」と語り、橋口洋一原告団長は「亡くなった原告たちもこの判決を喜んでくれていると思う」と述べました。

三菱重工を巡る同種の訴訟は第1陣が和解、第2陣は福岡高裁判決が確定しています。第4陣は福岡高裁の不当判決を覆すために最高裁に上告しています。今回の判決を力に今後とも共闘を強めていきましょう。（編集部）

「排外ではなく共生を」「分断ではなく連帯を」

板橋センター
講演会

いの健板橋センターでは、外国人の生活と人権を守り共生するための課題を考える講演会「外国人排外主義を許すな」を9月1日、小豆沢病院で開催しました。講師は、首都圏移住者ユニオンの松澤秀延委員長と本多ミヨ子書記長、川口・蕨でクルド人を支援する城北法律事務所の田中淳弁護士です。講師からは以下のことが述べられました。

フェイクには事実で―首都圏移住者ユニオンより

参議院選挙では参政党の候補者をはじめSNSでも、「生活保護の3分の1は外国人」「外国人の国保未納は4000億円」など外国人が優遇されているとのフェイク（偽造・捏造）が飛び交いました。さらにNHKとJ X通信社のインターネットによる世論調査で「外国人が必要以上に優遇されているか」の問いに「強く思う30.4%」「どちらかといえば思う33.6%」を合わせて64%が「優遇されている」との結果が出ています。

日本在住の外国人は377万人（2024年末現在）で、全体の3%と世界的には19番目です。

例えば、「外国人の国保未納4000万円」は、日本で3ヶ月以上在留する外国人は国民健康保険へ加入義務があり、厚生労働省によると日本人も含めた国保の滞納額は年間1457億円で明らかにフェイクです。「生活保護の3分の1は外国人」についても全国の生活保護受給世帯は1,650,478世帯（2023年度）に対して外国人世帯47,317世帯で2.9%、日本人には権利である生活保護も外国人は「恩恵」という扱いで、不支給だった場合の不服審査請求は認められていません。税金の問題では、外国人は日本人と同じように税金を納めています。「外国人の犯罪」もむしろ減っているのです。「排外主義」を掲げる政党が議席を伸ばした原因は、一向に良くならない生活の苦しさ、閉塞感を他者におつけたのではないかと思います。しかし「日本人ファースト」と声高に叫んだ参政党が比例区で743万票（12.5%）も獲得したのは侮れません。事実に基づく声を広げていかなければなりません。

相談が相次ぐ

移住者ユニオンには、政府が決めた「ゼロプラン」にもとづく強制送還が始まったとの相談が相次いでいます。「仮放免手続きに行くと拘束され、空港まで連れていかれ飛行機に乗せられた」「夫婦を引き裂き子どもも離れ離れにさせられた」など人権侵害が



続いています。排外キャンペーンが子どもたちに影響しないかもとても心配しています。子どもたちは大人の姿を見えています。候補者たちの「日本人ファースト」という言葉と差別的な言動等が街にあふれ、連日報道されることにより子どもたちが平気で差別を口にするようになることはないでしょうか。

クルドヘイト対策弁護団を結成

田中淳弁護士は川口・蕨に集住するクルド人へのヘイト問題について報告しました。現在、川口・蕨に集住するクルド人は2000人以上、大半（7割）は在留特別許可や経営・配偶者等の在留資格を持つ人です。仮放免・管理措置で難民と認定されたのは1件でした。クルド人は、トルコやシリアなどで同化政策が進められ、UNHCRによるとトルコ国内における迫害の報告が多数あります。日本では2023年頃よりヘイト街宣やデモが行われるようになり、SNSによる監視、川口「自警団」と名乗る集団の嫌がらせ、支援団体や店舗への嫌がらせなどエスカレートしています。市議会での活動も活発化し、ネウロズ（クルド人の祭り）の妨害（会場の貸し渋り）など市民の間でも分断が広がりつつあります。

支援活動団体とクルドヘイト対策弁護団を結成しました。現在、弁護団メンバー90人で、昨年11月1日にヘイト街宣・ヘイトデモ差し止めの仮処分命令を申し立て同月21日仮処分決定が出ました。そして12月27日に本訴として損害賠償を請求しています。

最後に講師は、「排外主義が高じると、次は自分たちとは違うとみなした集団・障害者、高齢者、生活保護受給者、LGBTQなど社会的弱者に攻撃が向かうのは歴史が証明している。民主勢力が試されている」と強調。SNSでの反撃とともに必要にあわせて駅頭や街頭での目に見える宣伝がとても力になる」と提言しました。そして地域の外国人との交流を広げ、「知り合えば不安はなくなる。『排外ではなく共生を』『分断ではなく連帯を』を広めましょう」と訴えました。（板橋センター 日向寺淳一）

各地・各団体のとりくみ

京都

いのちの最大の敵は戦争

第27回定期総会

8月26日、働くもののいのちと健康を守る京都センターの第27回定期総会が開催されました。32人の理事・代議員が出席しました。

河本一成理事長（京都民医連・あさくら診療所）は主催者あいさつで「戦後80年、核兵器のない、戦争もない世界にしていけるために行動することが求められている。平和憲法を持つ日本こそその先頭に立って奮闘すべきだ」と強調しました。

議案提案をおこなった岩橋祐治事務局長も「いのちの最大の敵は戦争であり、健康の最大の阻害要因は貧困だ。全世界の国民は、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を持っている」と訴えました。

議案討論では、①京建労の代議員が「建設アスベスト訴訟の現局面と全面解決に向けた支援の訴え」、②京都自治労連（京都職対連）の役員が「京都市職員の転倒事故の公務災害認定闘争で基金の本部段階で認定を勝ち取った報告と宇治のユニチカのアスベスト被害の企業責任を問う闘いの支援の訴え」、③京都民医連の代議員が「地域住民の医療を



受ける権利を保障するために医療機関の維持存続への支援を求める請願書名への協力の訴え」、④化学一般京滋福地本の代議員が「全支部安全衛生学習交流会と安全衛生一泊学校の報告」、⑤自由法曹団京都支部の役員が「積極的な労働問題の学習会の開催と講師要請」、⑥京都総評の役員が「2025年度地域最賃の改定問題」を発言しました。

閉会のあいさつで梶川憲副理事長（京都総評議長）は「みんなががんばってきたからこそ、労働者のいのちと健康を守るルールが作られ、確立してきた。アスベスト被害の救済でも長い困難なたたかひだったが、建材メーカーの責任を明らかにして謝罪し償わせるところまで来ることができた。そうした労働者・労働組合のたたかひの成果を全ての働く仲間知らせて、ともにたたかひに立ち上がるよう働きかけていこう」と訴えました。

（京都センター 岩橋祐治）

北海道

賃下げなし1日7時間労働の実現を

第13回定期総会

いの健北海道センターは8月23日札幌市内で第13回定期総会を開催しました。

第1部は「政府・財界が狙う労基法の解体とは賃下げなしの1日7時間労働をめざして～必要とされる今後のたたかひ～」と題して学習会を開催。講師は全労連厚生労働局長・労働法制中央連絡会事務局長の土井直樹さんがZOOMで行いました。

昨年経団連が発表した「労使自治を軸とした労働法制に関する提言」を受ける形で労働基準関係法制研究会（労基研）が組織され、今年1月に研究会報告書が公表されました。現在は労働政策審議会労働条件分科会において、実際の労働法制に手を付ける

形で検討が行われています。

土井氏は労基研の狙いとして、これまで財界の要望で規制緩和を行ってきたが、複雑で



わかりにくくなった労働法をいっそ労使の合意で企業ごとにデロゲーション（法規制の適用除外）ができる仕組みにしようとしていると指摘しました。企業に都合の良い労働条件を労働者に押し付ける懸念がある労使コミュニケーションのあり方や、企業の都合で変えられる時間外労働の上限、ダブルワーク増加で細切れ求人による労働者の低賃金の固定化など様々な問題が懸念されます。働く人たちに理解を広げ、労基法解体阻止と、賃下げなしの週35時間労働制の実現をめざそうと提起されました。

第2部の総会では、細川誉至雄理事長の開会挨拶に続き、木幡秀男事務局長が1号議案から5号議案までを一括提案。その後討論に入りました。

討論では、①元ガソリンスタンド店長の労災認定事案、②改定給特法と教育現場での課題、③医療・介護現場の労働実態と組合の取り組み、④アスベスト訴訟のこれからの動き、⑤「令和6年度過労死等の労災補償状況」から考える過労死問題、⑥村山裁判の経過と今後の取り組み、⑦北海道における労働実態、過労死問題についての発言がありました。議案はすべて可決され、新理事会が確認されました。

（北海道センター 木幡秀男）

各地・各団体のとりくみ

自治
労連安心して働き続けられる職場へ
第26回全国交流集会

自治労連は第26回労働安全衛生・職業病全国交流集会を7月28日にオンラインで開催しました。本部を含み18地方組織54人が参加し、安心して働き続けられる職場づくりに向けて学習し、テーマ別の分科会や講座、分散会で各地の取り組みを交流しました。

特別報告では、京都自治労連の新田昌之副委員長が、京都市職員が外勤中の転倒事故で公務災害に認定されなかった事案について、再審査請求で4月に公務災害として認定させたとりくみを報告しました。新田さんは「本人の意思が揺るがず、すべての地方公務員の問題だという決意でたたかったことが大きい。自治労連があったからこそ、さまざまな面で支え力になった」と語りました。

続いて岩手自治労連の新沼優書記長が、2月に大船渡市で発生した林野火災について「組合として当局に災害時の人員不足への抜本対策、労働基準法や労働安全衛生法、安全配慮義務の遵守などを申し入れた」と報告。そして「職員を支えることは住民のいのちと暮らしを守ることにつながる。使用者に『安

全配慮義務』を確実に果たさせ、職員が安心して業務に専念できる環境づくりを制度として整えるべき」と語りました。



zoom 分散会の様子

労安活動の初級講座「はじめよう!労安」では、講師の宮下早紀子さん（静岡・浜松市職）が「まずは委員会をつくり、毎月開催・毎月職場巡視など、できるところから始めよう。ベテランと若い方とのコラボなど継続できる体制づくりが必要」と訴えました。

分散会「労安活動を生かした組合活動の活性化」では「労働安全衛生の課題を労働組合活動として取り組むことが大事」「相談を受けた際に、すぐには解決できなくても労働組合として当事者の声を取り上げて当局に指摘し追及すること。それがきっかけとなり組合加入につながられる」「ハラスメントの認定には第三者委員会の設置が必要」など参加者で意見交換。また、労安活動が職場の組合員まで届いておらず、ニュース等で広く知らせる必要があるなど課題も出されました。（自治労連 仲村光代）

全労連

ケア労働者の大幅賃上げアクションスタート集会

医療、介護、障害福祉、保育などの現場で働くケア労働者の労働実態が深刻さを増しています。低水準に抑え込まれた賃金が人手不足を加速させ、現場の体制維持にも大きな支障をきたし、事業所の倒産や休業も広がっています。

全労連・国民春闘共闘委員会は2025年秋季年末闘争の中心課題として「ケア労働者の大幅賃上げアクション」を展開しています。当事者が声を上げて仲間を増やしながら、診療報酬や介護報酬、障害福祉サービス等報酬をこの秋にも臨時改定することや、生計費や専門性に基づいた賃金引き上げを政府、自治体、使用者に求め、職場と地域が一体になって全国で交渉や宣伝、要請行動などに取り組みます。9月3日にはスタート集会をオンラインで開催し、約200人が参加しました。

あいさつした国民春闘共闘の秋山正臣代表幹事（全労連議長）は、「ケア労働者は利用者の命に関わる、社会に欠かせない仕事をしているが処遇が低すぎる。賃金の原資は税金や社会保険料のため、利

用者の負担増につながってはいけないと要求を抑制しがちだが、諦めては改善が進まない。利用者の命や安全を守るためにも、ケア労働者の大幅賃上げ実現にむけて団結しよう」と訴えました。

行動提起した黒澤幸一事務局長は、「物価高騰や低賃金が人手不足に拍車をかけ、病院や介護事業所などの倒産・閉鎖を招いている背景には物価高騰や人件費増を加味しない公定価格がある」と指摘。



使用者に対する交渉と、世論に訴え公定価格を引き上げる社会的な賃金闘争の両方の力で大幅賃金引き上げを実現させようと呼びかけました（写真）。

ケア労働者が加入する産業別労働組合などが現場の実態を報告し、決意を表明しました。日本医労連の仲間は、他産業では賃上げが進む中、引き下げられた一時金に現場が大きなショックを受けていると述べ、「労働組合の存在意義が試される賃金闘争だ。黙っては何も変わらない。現場から声を上げていく」と力を込めました。

（全労連 溝口耕二）

各地・各団体のとりくみ

北陸

労働組合の役割・存在意義は大きい
第9回北陸セミナー

8月2日、いの健石川センターをはじめ北陸3県の団体の主催で第9回北陸セミナーを開催しました。

今回は「ハラスメントについて」がテーマでした。

「労働組合等の役割」について、講師の藤野ゆき氏(大阪労災職業病対策連絡会事務局長)が、Googleを使って参加者からアンケートをとりながら分かりやすく話されました。ハラスメント対策のポイントとして大事なことは、ハラスメントかどうかという「判断」=ジャッジメントは重要ではないこと。訴えがある限り、そこには「不具合」があること。ハラスメント対策の必要性として、早めの対策が必要で、「被害」は「病気」や「休職」「退職」に繋がること。ハラスメントの被害が長期化すれば、発病の可能性は高まり、回復が長期にわたることが話されました。

そして、被害者にならないために、「嫌なことを嫌と感じ表現すること」「あれ?と思う段階で誰かに相談すること」「ワタシはこれがイヤ」とはっきり言うことが大事とのことでした。

また、加害者にならないためには、自分の思いと

違う受け止めをされることがあるがそれまでおかれてきた環境、年齢、世代で「嫌だという気持ち」は異なるという認識を持つことが大切なこと。相手に不快な思いを抱かせたときに、素直に認める気持ちを持つこと。つもりはなくても、相手を傷つけていると認識することが大切とのことでした。



講師の藤野ゆきさん

労働組合の役割については、個人では発信しにくいハラスメント被害を会社に伝えることができるのが労働組合であり、個人の不快な思いを解消すること。職場の快適さを守る上で、労働組合の存在意義は大きい。具体的な事実を申し入れできるのは労働組合のみであり、産業保健スタッフや医師にはできないことのことでした。

講演の他、富山県労連、いの健石川センターからの取り組み、運動の課題などを報告。海外労働連絡会共同代表の上田直美さんからは、海外勤務特有の問題に起因する、過労死や過労自死をなくす活動が報告されました。(石川センター 川上仁志)

全労働

制度の役割を再認識
雇用保険制度シンポジウム

雇用保険制度は雇用情勢の変化を受け、数次に渡って見直しが行われています。こうした下、全労働は制度のあるべき姿を議論すべく、7月19日に「雇用保険制度シンポジウム」を開催し、会場に約30人の参加がありました(オンラインでも限定配信)

お招きしたシンポジストは、社会保障制度を研究し、ドイツの雇用政策にも詳しい布川日佐史先生(法政大学大原社会問題研究所名誉研究員)、反貧困活動に取り組まれるとともに、日弁連の貧困問題対策本部で提言をまとめられた猪股正弁護士(埼玉総合法律事務所)、元全労働副委員長であり、現在も職業相談員をされている河村直樹さんの3人です。

シンポジウムではまず、給付制限のあり方について議論し、布川さんは「失業対策は職業紹介・訓練、生活保障、雇用創出がセットで必要」と強調。また、猪股さんは「コロナ禍の相談者は命に関わる問題であり、給付制限の必要性に疑問を感じる」と指摘。河村さんからは「受給者の約半数が90日の給付にとどまっている。また、高齢求職者の再就職やマル

チジョブホルダーの収入減にも対応できていない。さらに、離職理由の客観判断に対する困難さがあり、他方で重責解雇の給付制限は二重罰」と多岐の指摘がなされました。



次に、雇用保険の適用拡大(2028年10月施行予定)について、河村さんは「制度切替時には500万人の適用増が見込まれ、現行の体制では対応困難」と強調し、猪股さんは「マルチジョブの給付パターンを想定したが、いずれも生活は困難。事業主の手続き懈怠も懸念される」と指摘。布川さんからは「ドイツでは部分失業の概念があり、社会保険の未適用者にはミニジョブ制度でカバーがある」との紹介がありました。

このように、シンポジストの皆さんの深い見識と経験に根差した発言によって雇用保険制度の大切な役割を再認識するとともに、解決すべき課題にも気づかされる有意義なシンポジウムになりました。

(全労働 津川 剛)

各地・各団体のとりくみ

新潟

決意をあらたに

第7回総会

いの健新潟県センターは、7月5日に第7回総会を開催しました(写真)。今回は、第1部の講演を八王子合同法律事務所の尾林芳匡弁護士にお願いしました。今年1月に出版された労働基準法研究会報告について、多くの労働裁判や過労死事件を取り扱ってきた弁護士として、その内容がとんでもなく危険な内容であることを強調されました。研究会メンバーの裏話や、先生が扱ってきた事件のエピソードなどユーモアも交え、テーマは重いけれど楽しい講演でした。最後に「新潟でも、このような動きは許さないという声を上げ経済界の意図を跳ね返していきましょう」と締めくくられました。

総会では、新潟市水道局のパワハラ自死事件の遺族からのメッセージが読み上げられました。判決後にも遺族は再発防止と真摯な謝罪を求め、水道局と話し合いを続けています。命日の5月8日には、再発防止を誓う植樹を行いました。現在の心境を綴ったメッセージは参加者の心を打ちました。

また、「札幌トラック労働者過労死認定裁判」について、尾林弁護士が担当されている事件とのことで訴えをしてもらいました。デジタルタコメーター



の改ざんで走行時間以外は、休憩時間とされたため、労災に認定されなかったという事件です。建交労トラック部会から「そういう事

態は常態化している。2024年の働き方改革は何の改善にもつながっていない」という発言がありました。

新役員が選出され新たな決意で「安全に働き続けられる職場・社会」をめざして活動することを確認しました。(新潟センター 坂井希美子)

民医連

ハラスメント防止について考える
職員の健康を守る交流集会

全日本民医連第12回職員の健康を守る交流集会が、9月12-13日都内で開催されました。ハラスメント対策を中心テーマとして、講義や実践報告を受け、活発にグループディスカッションを行いました。

東京民医連東都協議会の取り組みでは、常勤・非常勤あわせて約3600人の職員に対して、法人・事業所・職種を超えた54人の相談員を配置しています。職員には相談員の一覧を提示し、どの相談員に連絡をしてもよいというシステムです。相談員は統一された「ハラスメント報告書」をハラスメント委員会に報告します。

石川城北病院の松浦健伸医師からは「ハラスメント対策の理想と現実-理想を現実化するために」というテーマでの問題提起がありました。ハラスメントのグレーゾーンを扱う時にも、「(相互の)関係性を向上させる意識が必要であること、ただしゆとりのない医療介護現場でどう工夫するかが大切」と話されました。集会には産業医・労安担当者など約130人が参加しました。民医連のHPに集会の様子がアップされる予定です。(編集部)

(<https://min-iren.net/kenkomamoru/>)

私の一冊 ⑤⑤

いの健山梨センター 深澤佳人

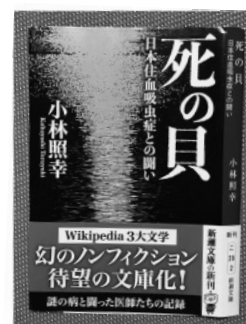
『死の貝 日本住血吸虫症との闘い』小林照幸 著

日本住血吸虫症は、ミヤイリガイに寄生した寄生虫が原因で起こる病気です。皮膚から侵入し、静脈内に感染することで引き起こされます。「そこに嫁ぐ者は、棺桶を持って行け」「子どもは田んぼに入るな、水遊びをするな」などと恐れられ、稲作ができない状況にも追い込まれました。甲府盆地内で起きた地方病ともいわれましたが、いくつかの条件が重なり合っただけの病気でした。国内のいくつかの地域と中国や東南アジアにも多く存在しました。

作者は近世の文献や医師の研究記録、地域の伝承など細かく調査分析し、ノンフィクションとして発刊。昨年文庫化されました。1889年に原因解明を求める嘆願書を出してから、1996年の終息宣言が出るまで100年以上の記録です。

医師、行政、住民の三位一体の努力が克明です。私は、この「三位一体」の努力は、過労死防止や労安活動の推進に通じると思います。住民は「被災者」や「遺族」です。医師には「法律家」や「研究者」も含まれます。しかし、行政の動き

はいつの時代も弱く写るようです。私たちの活動も100年に及ぶかもしれません。しかし、一步一步微力でも、知恵と実践を結集して進めて行きたいと勇気付けられます。山梨県立博物館の常設展コーナーにこの資料があります。ぜひ、お訪ねください。



当事者から学ぶ社会医学

—語り学び合い、子ども・若者たちとともに未来を考える—

第66回日本社会医学会総会

9月6～7日、キャンパスプラザ京都で、第66回日本社会医学会総会が開催されました。「当事者から学ぶ社会医学-語り学び合い、子ども・若者たちと未来を考える」をテーマに、メイン企画（市民公開講座）「優生保護法下での不妊手術に対する社会医学会の責任ある立場を考える」、シンポジウム「子ども・若者の健康と商業活動の関係」、「居場所のない子どもたち」、「気候変動に取り組む」、併せてポスターセッションが行われました。ここでは、メイン企画を紹介します。

二度と繰り返さないために

メイン企画は市民公開講座として行われました。昨年7月に最高裁大法廷で言い渡された「旧優生保護法下の強制不妊手術についての判決」は、同法による強制不妊手術を受けた人に対する賠償を国に命じるという重要なものでした。メイン企画は人権侵害であるこの問題について、社会医学会としての対応を検証するものとして企画されました。

優性思想の根絶に全力を尽くす

最初の報告者は、石野富志三郎さん（全国手話研修センター理事長）でした。石野さんは3歳でストレプトマイシンの後遺症で難聴になりました。自らの経験とともに、戦後も「障害をもっているものは劣っている」とされた差別の実例を報告しました。そして、旧優生保護法裁判の原告39人のうち17人がろうあ者であったこと、全日本ろうあ連盟が2018年に行った調査では、170人も被害者がいたことが判明したことも報告されました。また、裁判を通じて、手話による情報・コミュニケーション保障の必要性を訴え続け、最高裁では手話通訳者が配置されたことを報告しました。「被害者の壮絶な人生をたどったDVD『沈黙の50年』をぜひみてほしい。根深い優性思想、障害者差別の根絶に全力を尽くす」と固い決意が示されました。

優生保護法と医師・法律家・教師の責任

藤原精吾弁護士（優生保護法兵庫弁護団長）は、この法律が個人としての尊厳を侵す憲法違反の法律であるにも関わらず、国会において全会一致で制定され、その後48年間続いた事実・経過を振り返りました。「障害を持つ人を減らすことが社会から貧困をなくす」という憲法違反の法律に基づき医師・



法律家・行政・教師が行ってきたことを挙げ、「すべて国民は個人として尊重される」（憲法13条）に基づき、根本から総括し教訓としていくことが必要と訴えました。そして特に医療関係者に対して、今も拡大し続けている精神疾患患者の長期入院隔離や新たに広がる「出生前診断」にどう向き合うか問われていると提起しました。

産婦人科医の現場と旧優生保護法

船山由有子医師（宮城厚生協会・坂総合病院産婦人科）は「障害者観の本質は初めから人々の心や意識にあるのではなく、障害者が置かれている状態にあるのであり、関連の政策水準の中にある」という藤井克則氏（日本障害者協議会代表）の言葉を紹介し、障害者どうしの夫婦の妊娠などの問題を提起。産婦人科医療の現場では、知的障害者夫婦のケアを担う家族から「不妊手術をしてほしい」という相談が何回もあったと言います。医学の進歩により、出生前診断技術は格段に向上し、産婦人科学会は、障害を有する者の生きる権利と命の尊重を否定することにつながるという懸念をもちつつ、妊婦が自分の体に関することを自分自身で決めるための正確な情報を得られるように、遺伝カウンセリングの提供等適切な検査環境を整備してきていると紹介しました。そして、ケアを担う社会制度が充実すれば出生前診断の意義も異なってくると提起しました。

高鳥毛敏雄社会医学会理事長は学会としての対応を振り返り、この企画の成果も踏まえて「すべての人たちの尊厳が守られ、健康に生きることができる社会の実現をめざして専門家としての責任を果たす」との66回総会会長名での声明が提案され、参加者の拍手で確認されました。被害者の尊厳の回復と救済、社会に根付いた差別を根絶する取り組みをあらゆる場面で不断に続けていくことが求められています。（全国センター 岡村やよい）